

## 2019年度「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」成果報告書

|     |           |
|-----|-----------|
| 団体名 | 南箕輪村教育委員会 |
|-----|-----------|

## I 概要

## 1 選択したテーマ

| テーマ  | 取組項目   | 選択 |
|--|--|----|
| ①交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究 | (ア) 通常の学級に在籍する全ての児童生徒等に交流及び共同学習の機会を学校として計画的に実施するための方法に関する研究  | ○  |
|  | (イ) 障害のある児童生徒及び障害のない児童生徒等が、交流及び共同学習を通じ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、交流及び共同学習のねらい、事前学習と事後学習、年間指導計画への位置付けの効果的な工夫に関する研究 |    |
|  | (ウ) 通常の学級の担任などの教職員が主体的に交流及び共同学習に取り組むための体制整備の在り方及び教職員の意識向上に関する研究  | ○  |
|  | (エ) ICTを活用した交流及び共同学習に関する研究   |    |
| ②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究                | (ア) 特別支援学級が設置されていない小・中学校における学校間交流を推進するための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究   |    |
|  | (イ) 高等学校における学校間交流や居住地校交流を進めるための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究   |    |
|  | (ウ) 学校間交流や居住地校交流等を進めるための市町村教育委員会と都道府県教育委員会又は市町村教育委員会と市町村教育委員会の連携に関する研究   |    |
|  | (エ) 居住地域の小・中学校等に副次的な籍を置くなど、居住地域との結びつきを強める工夫に関する研究  | ○  |
| ③障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する研究             | (ア) 障害のある大人の人との交流に当たり、福祉部局や社会福祉法人等と連携したネットワーク形成に関する研究  |    |
|  | (イ) 教育委員会と地域の関係者による「心のバリアフリー連絡協議会(仮称)」を設置し、取組状況や実施体制などの成果と課題について協議するなど、地域に心のバリアフリーの意識を啓発し根付かせるための研究                  |    |
|  | (ウ) 高等学校の生徒や特別支援学校の高等部の生徒が、継続的に地域の障害のある大人の人との交流をするための方策に関する研究  |    |

## 2 事業の概要

### ①交流及び共同学習の充実

交流及び共同学習の在り方について改善を進め、特別支援学級・特別支援学校の児童生徒が副次的な籍を置く学校の通常の学級の一員として活動・学習できるようにする。

- ・行事における交流に向けて、計画的な事前交流の実施
- ・特別支援学校との交流及び共同学習に伴う、児童生徒の移手段の確保
- ・交流及び共同学習の充実に向けて、村費特別支援教育支援員（以下支援員）の配置
- ・校長会等において、学校そのものが共生社会でなければならないことの確認

### ②合理的配慮の提供についての学習会

可能な限り仲間と学ぶこと（インクルーシブ教育）の実現、「合理的配慮」の観点に基づく教育活動の実現に向け、特別支援教育学習会を実施する。

- ・村内保育園の支援保育士を対象とした学習会の実施
- ・小・中学校教諭、特別支援学校教諭、特別支援学校在籍児童生徒及びその保護者を対象とした学習会の実施

### ③副学籍制度の積極的活用

副学籍制度とは、特別支援学校に通う児童・生徒全てにそれぞれの居住地の小中学校に副次的な籍が置かれ、諸表簿（指導要録様式1、卒業生台帳等）が整えられるとともに個々の希望により交流及び共同学習が進められる制度である。

将来のより成熟した社会の実現を目指した時、障がいがあるなしにかかわらず、子どもたちの学びの場において、多様性を受け止め・認め合い、仲間として関係・社会性を培うことが必要である。そこで、特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒との交流及び共同学習がその大事な学びの場の一つと考え、副学籍制度の積極的な活用を推進する。

- ・地域及び保育園幼稚園年長保護者への副学籍制度の周知
- ・関係学校職員への副学籍制度の周知
- ・副学籍制度の有効な活用方法や課題について、特別支援学校在籍児童生徒及びその保護者、特別支援学校教諭、小・中学校教諭が一堂に会して意見交換を行う意見交換会の実施
- ・保護者への副学籍制度の活用に関するアンケートの実施及び活用に関わって個々の家庭からの相談・要望への対応
- ・特別支援学校と副学籍校との交流及び共同学習における児童生徒の移手段の確保

## 3 事業の成果

### ①交流及び共同学習の充実

・運動会等行事の交流において、練習段階からの交流及び共同学習を計画的に位置付けたことにより、該当児童生徒が安心して運動会等行事に参加することができた。

・支援員の配置により、特別支援学級在籍児童生徒が原学級（通常学級）での学びが充実し、教科によっては常時原級で学習することが可能になった。このことにより、学級内において、該当児童生徒に関わる理解と共に仲間としての意識の向上・障害のある児童生徒への理解が深まった。

・特別支援学校在籍児童生徒との交流及び共同学習に伴う、児童生徒の移手段について、原則は保護者の送迎としつつ、困難な場合は教育委員会で運転手を手配して移手段の確保を行った。このことにより、特別支援学校在籍の児童生徒の教育的ニーズにそった教育活動を展開することができた。

## ②合理的配慮の提供についての学習会

- ・国立特別支援教育研究所発達障害教育推進センターの主任研究員を招き「合理的配慮の提供」についての学習会を行った。2日間にわたって行い、1日目は村内保育園の支援保育士を対象に、2日目は特別支援学校在籍児童生徒及びその保護者、特別支援学校教諭、村内小・中学校教諭を対象に行った。
- ・参加者からは、「今まで『合理的配慮』と思ってやってきたことは『基礎的環境整備』だった。再度『合理的配慮』『基礎的環境整備』について考えたい。」「子どもの教育的ニーズを独りよがりにならずに考えていきたい。」等の声が聞かれ、『合理的配慮』について理解を深めることができた。

## ③副学籍制度の積極的活用

- ・副学籍制度活用に関する意見交換会を実施し特別支援学校在籍児童生徒及びその保護者、特別支援学校教諭、小・中学校教諭が一堂に会して、副学籍制度の有効な活用方法や課題について意見交換会を行った。また、特別支援学校在籍児童生徒の保護者の会「たんぽぽの会」に参加し、副学籍の活用に関わって教育委員会への要望等を聞く機会を設けた。
- ・副学籍制度活用に関する意見交換会では、学校区ごとの小グループに分かれて、よりよい交流活動及び共同学習の在り方についての意見交換会を行うことにより、個々の交流及び共同学習のあり方について意見交換することができた。
- ・保護者の副学籍校に寄せる期待を聞く中で、副学籍制度ありきではなく、制度の活用について具体的な取組を進めていくことが大事であることを確認できた。運動会などの行事に「参加できますか？」ではなく、児童生徒の目標やそれを達成するための支援等を考える等参加したいと思える情報を児童本人に伝えていくことが副学籍制度の充実につながることを再確認できた。

## 4 事業の課題とその解決のために必要な取組

### ①交流及び共同学習の充実

- ・共同学習の実施は交流活動と違い、通常の学級及び特別支援学級のそれぞれの学級の学習内容や進度の違いから、計画的な実施に難しさがあった。また、支援員が個々の共同学習すべてに対応することは難しい。日常的な共同学習の実施、支援員が付いていなくても安心して共同学習に取り組める工夫をしていくことが重要である。
- ・特別支援学校と副学籍校との交流は、交流及び共同学習に至るまでの調整が煩雑である。交流及び共同学習の推進に専門的に関わる職員の配置が望まれる。

### ②合理的配慮の提供についての学習会

- ・単発的な学習会や研修会は専門的な知識や基本的な考えを学ぶ上で有効であるが、個々のケースに対する合理的配慮の提供については対応できない。校内研究会などでの具体的な事例の情報交換や研究をさらに進める必要がある。

### ③副学籍制度の積極的活用

- ・副学籍制度の積極的活用に向け、副学籍校では受入れ環境の整備に力点を置いた情報発信が多い。一方、保護者及び該当児童は、環境も重要としつつ「交流及び共同学習時に該当児童生徒は何をするのか、何ができるのか。」といった、内容面での情報を求めている。該当児童が通常学級の一員として交流活動及び共同学習をするとき、児童生徒の目標やそれを達

成するための支援等を考える等という部分まで含めた情報提供をしていく必要がある。

- ・副学籍制度の理解が不十分な教諭が散見された。新年度を迎えるにあたり、保護者への説明会と併せて、学校職員への説明の機会を確保していく必要がある。